
出席議員(18名)

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	平間春雄	君
会計管理者	松崎守	君
総務課長	水戸敏見	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	武山昭彦	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	佐藤富男	君
健康推進課長	宮城利郎	君
福祉課長	駒板公一	君
子ども家庭課長	永井裕	君
農政課長併 農業委員会事務局長	大場勝郎	君

商工観光課長	小池洋一	君
都市建設課長	加藤秀典	君
上下水道課長	平間広道	君
槻木事務所長	馬場敏雄	君
危機管理監	小玉敏	君
地域再生対策監	小笠原幸一	君
公共工事検査監	鎌田和夫	君
税収納対策監	伊藤良昭	君
災害復興対策監	畑山義彦	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	笠松洋二	君
生涯学習課長	相原健一	君

その他の部局

代表監査委員	中山政喜	君
--------	------	---

事務局職員出席者

議会事務局長	長谷川 敏
主任主査	太田健博

議 事 日 程 (第6号)

平成26年3月20日(木曜日) 午後1時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第61号 平成26年度柴田町一般会計予算
- 第 3 議案第62号 平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第63号 平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計予算
- 第 5 議案第64号 平成26年度柴田町介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第65号 平成26年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 7 議案第66号 平成26年度柴田町土地取得特別会計予算
- 第 8 議案第67号 平成26年度柴田町水道事業会計予算

- 第 9 報告第 15 号 専決処分の報告について（平成 25 年度町道富沢 16 号線道路改良工事請負変更契約について）
- 第 10 報告第 16 号 専決処分の報告について（平成 24 年度町道八入 13 号線外舗装修繕その 5 工事（繰越明許）請負変更契約について）
- 第 11 報告第 17 号 専決処分の報告について（平成 24 年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（Ⅲ工区）（繰越明許）請負変更契約について）
- 第 12 報告第 18 号 専決処分の報告について（平成 25 年度（仮称）船迫こどもセンター新築工事（電気設備工事）請負変更契約について）
- 第 13 議案第 87 号 平成 24 年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（桁製作）（繰越明許）請負変更契約について
- 第 14 議案第 88 号 平成 25 年度（仮称）船迫こどもセンター新築工事（建築工事）請負変更契約について
- 第 15 議案第 89 号 平成 25 年度三名生児童館新築工事（建築工事）（繰越明許）請負契約について
- 第 16 平成 25 年度 12 月会議時 総務常任委員会付託 要請第 5 号「道州制導入に反対する意見書について（依頼）」

追加日程第 1 意見書案第 3 号 道州制導入に反対する意見書

第 17 意見書案第 2 号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書

第 18 陳情第 5 号 漫画「はだしのゲン」の配架に係る調査に対する陳情

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 開 議

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において17番星吉郎君、1番平間幸弘君を指名いたします。

日程第2 議案第61号 平成26年度柴田町一般会計予算

日程第3 議案第62号 平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算

日程第4 議案第63号 平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計予算

日程第5 議案第64号 平成26年度柴田町介護保険特別会計予算

日程第6 議案第65号 平成26年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第7 議案第66号 平成26年度柴田町土地取得特別会計予算

日程第8 議案第67号 平成26年度柴田町水道事業会計予算

○議長（加藤克明君） 日程第2、議案第61号平成26年度柴田町一般会計予算、日程第3、議案第62号平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算、日程第4、議案第63号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計予算、日程第5、議案第64号平成26年度柴田町介護保険特別会計予算、日程第6、議案第65号平成26年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第7、議案第66号平成26年度柴田町土地取得特別会計予算、日程第8、議案第67号平成26年度柴田町水道事業会計予算、以上7カ件を一括議題といたします。

議案第61号から議案第67号までは予算審査特別委員会に審査を付託しておりましたので、高橋たい子委員長から審査結果の報告を求めます。委員長、高橋たい子さん、登壇を許します。

〔予算審査特別委員会委員長 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（高橋たい子君） 予算審査特別委員会委員長の報告をいたします。

去る3月14日の本会議において、予算審査特別委員会に審査を付託されました議案第61号平成26年度柴田町一般会計予算、議案第62号平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算、議案第63号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計予算、議案第64号平成26年度柴田町介護保険特別会計予算、議案第65号平成26年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算、議案第66号平成26年度柴田町土地取得特別会計予算、議案第67号平成26年度柴田町水道事業会計予算の7案件について、3月14日、特別委員会を招集し、17日から本日20日午前中まで関係担当者の説明を聴取して、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第61号から議案第67号までの平成26年度柴田町各種会計予算7件は、いずれもこれを原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、少数意見の留保はございませんでした。

以上、報告をいたします。予算審査特別委員会委員長、高橋たい子。以上です。

○議長（加藤克明君） これより委員長報告に対する質疑に入りますが、議会運営に関する基準により省略します。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。4番秋本好則君。

〔4番 秋本好則君 登壇〕

○4番（秋本好則君） 4番秋本です。

私は、議案第61号平成26年度一般会計予算に2つの点で反対の意見を述べさせていただきます。

1点目は、さくら連絡橋に対する説明責任が果たされないまま、工事予算が執行されるという点です。私は、昨年6月の議会に連絡橋の説明を求める議決案を提出いたしました。その折、町長は、この場でこれから説明責任を果たしていくとの決意表明をされました。議事録には次のように書かれています。

住民に対しましても、広報しばた、住民懇談会、出前講座等で説明責任を果たしたつもりです。しかし、住民に対し、正しい情報を伝えることができず、懸念や誤解をされてしまった面もあることも事実でございます。そうした点につきまして、情報の提供のあり方に反省すべき点はあったというふうに思っております。今後、こうした住民から懸念や誤解がされることのないよう、今回のさくら連絡橋の事業執行に当たりましては、適宜住民や議会に対し、きめ

細かい情報提供を行い、説明責任を果たしてまいりたいというふうに考えております。

このように書かれております。実際に住民に説明会が行われたのは、1回、しかも平日の午前中、お盆の期間中だったと記憶しております。町長の言う適宜きめ細かい情報提供がなされたとは思えません。

今回町道認定をすることになりましたもみの木展望台西側の沿道につきましては、周辺の方々から崩れるのではないかと大変心配されております。これこそ、真っ先に説明をし、住民の不安を取り除く努力をしなければならないことと思っております。周辺住民の方々の不安だという声は、行政のほうには届かないものでしょうか。工事の契約も予算も議会で可決されたものですから、その執行はやむを得ないものと私も考えております。しかし、同時に説明をなされなければ、約束を守ったことにはなりません。

今回の議会では、白石川堤防の桜が伐採されないという言及がありました。大変に喜ばしいことで、私が議員になったかいがあつたと感謝しております。この件につきまして、私は100年もの間、柴田町の住民に安らぎを提供してくれました桜を伐採することは忍びなく、申しわけないことと思っておりました。そこで、桜に対する何らかの感謝の意を表明する会を開けないかと模索し、桜に感謝の念を持っているだろうと推測いたしまして、桜の会にも話を持ちかけました。しかし、1カ月の間返事はなく、私は1人で準備を始めました。県の土木事務所、河川班の指示もあり、伐採時期を確認しに行きましたところ、急に事態が動き出し今回の言及になったと私は解釈しております。

2点目は、財政への不安です。現在の柴田町の経常収支費です。平成23年が確定したものなんですが、94.7%、将来負担費比率は、70.7という指摘に、国が危険としているのは、350%でまだまだ十分に余裕があるという答えがありました。

国が危険としているのは、1,700自治体中2自治体だけです。夕張と泉佐野市です。つまり、国の判断基準は、グリーンからいきなりレッドに変わるわけです。柴田町の70.7に対し、宮城県の平均は53.3、全国平均で60.0です。つまり、下から数えたほうが早いわけです。柴田町には十分にイエローカードが出ているという認識をするべきだと思います。

しかし、その改善策が示されておられません。今やるべきは、町財政の方向づけです。どのようなプランを持って住民の要望をかなえつつ、財政を立て直していくのか、それを指し示す予算でなければならないと思っています。

また、今回の一般質問で私は公共施設のマネジメントをする必要性を訴えました。ここで、簡単な計算をしましたが、これは柴田町にマネジメントの手法ができていないために、再生産

をするだけの計算をしました。マネジメントができないまま、今次の計画に入ろうとしています。つくってから、維持計画を立てるのではなく、つくる前に維持管理を計画しなければなりません。マネジメント白書でなくても、大枠や方向づけは決めておくべきだと思っております。

今、民間の住宅では、長期優良住宅のように建設後30年間のメンテナンス計画がなければ、融資対象になりません。せめてこの程度の計画を事前につくるべきです。また、質問にも出ておりましたが、補正債の活用、あるいは前倒しの事業が数多く見られます。町長が言われるように、財政のうまいテクニックになっているとは思いますが。財政のすき間をついた手法かもしれません。しかし、この手法に余りに頼ると、丁寧な住民説明がなくなってしまう懸念があります。震災から3年がたち、私たちは多くのことを学びました。テクニックに頼ったまちづくりがもろくも崩れるシーンを何回も目にしてきました。これには、私たちはもっと丁寧なまちづくりで、金銭的な尺度ではないまちづくりで対応しなければならないと思っています。

今回の予算案は、苦しい財政の中で目いっぱい仕事をする努力をされ、効率的な予算案をつくれることには、敬意を表します。それを認めた上で、あすへの方向性を示すことも大事だということを指摘したいと思えます。

以上、私は、この2点を理由に反対せざるを得ません。子供や孫の世代につけを回さないために、同僚議員の皆様の賛同を求めまして、私の討論といたします。

○議長（加藤克明君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。2番桜場政行君。

〔2番 桜場政行君 登壇〕

○2番（桜場政行君） 2番桜場政行であります。

議案第61号平成26年度柴田町一般会計予算に、原案に賛成の立場から討論いたします。

平成26年度は、東日本大震災からの復旧事業も峠を越え、ほぼ平時ペースの予算となっています。予算規模は、北船岡町営住宅3号棟新築工事などの大型事業へ取り組んだことから、前年比3.5%増の114億7,708万2,000円となりましたが、公債費は前年比13.7%減少して、11億5,100万円となり、財政比率を遵守した適正規模と判断しております。

歳入は、町民税や固定資産税、たばこ税などの町税のほか、消費税率引き上げの影響も加味した地方消費税交付金や、地方交付税自動車関係諸税の交付金などの一般財源を精査して、実態に応じて積算し、その不足分については臨時財政対策債の発行や財政調整基金繰入金を充てております。

歳出には、道路関係経費や、雨水対策事業、町営住宅建設事業などの都市基盤の整備経費を計上されたほか、扶助費や社会保障費などのかさむ経常経費の確保、児童施設や教育施設の充

実、地域コミュニティの推進など、町民の要求に積極的に応えたものとなっております。また、防災拠点施設などに再生エネルギー等を導入するため、役場庁舎等に太陽光発電を導入したり、地域防災計画の改正に着手するなど、安全・安心して暮らせるまちづくりの実現にも配慮して、健全で妥当な予算編成だと評価するものであります。

今後も、この健全性が堅持されるよう常に配慮されるとともに、大型の待機事業の事業化に当たっては、将来の財政状況を十分に勘案した計画の執行を要望いたすところであります。

以上のことから、平成26年度一般会計予算について原案どおり賛成いたしますので、同僚議員の皆様のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（加藤克明君） ほかに討論ありませんか。まず、提案反対の方の発言を許します。11番 広沢真君。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） 11番広沢真です。

私は、議案第61号平成26年度柴田町一般会計予算に反対の立場で討論に参加します。

まず、冒頭、先日の総括質疑で、私の総括質疑に対して町長が丁寧にお答えくださいました。そのときに述べられたことに対しては、決してそんなことはないということを述べたいと思います。また、そこから入っていきたいと思いますが、町長は私が放漫財政だと感じているのではないかと思っておられる節がありました。しかし、現状の柴田町の財政を私は放漫財政とは思っておりません。そしてまた、町長が箱物にとりつかれている、そういうふうには認識しているつもりもありません。

なぜならば、滝口町長は、あの財政再建を乗り切ってきた町長であり、みずからも痛みを感じた改革に取り組んできた方ですから、その町長が財政規律を投げ捨てて、箱物に走るということは、ないとそのように思っております。さらに、万々が一、町長ご乱心などというときがあれば、同じく財政再建に取り組んできたスタッフが簡単にはそれをよしとしないと、そのように感じております。ですから、そもそものこの平成26年度柴田町一般会計予算について、私はずさんな予算だというふうに考えているわけではありません。

では、なぜ反対の討論をするか。反対の理由の大きな中身は、現状で昨年度から続いております町の建設事業、これは大きく国からの依存財源に依拠しております。そして、先日の総括質疑の町長とのやりとりの中でも、これからも有利な国からの補助金があれば前倒しして事業を行うこともあり得るとそのようにお答えがありました。

しかし、私はその国からの依存財源について、今の現時点において依存し過ぎるということ

の危険性を指摘しなければならないと考えています。そのために、現在の安倍政権の経済政策について触れさせていただきます。

皆さんご存じのとおり、安倍政権は発足当初から民主党政権時代に無駄だということで中止、あるいは廃止された公共事業を、ことごとく復活させました。さらには、7年後に予定される東京オリンピックに向けて、国立競技場の建てかえや、あるいは道路インフラなどの整備にもこれから着手していく、そんなことも表明されておりますし、数々の大型公共事業に軒並み取り組み始めています。ですから、これから国の出費はどんどんふえるばかりだということであります。

再三この議会でも話題になっております、「入るをはかって出づるを制す」、財政規律に照らし合わせてみて、国が出づるを行っている上で入るをはかっているか、そこに対して、私は大きな疑問を感じているのであります。

ある意味、今安倍政権が行っておりますアベノミクス、ここに一つ愚直なまでに貫かれておりますのは、大企業優遇というキーワードであります。一昨年、おとしですか、法人税減税で30%の法人税率が25.5%に引き下げられ、この2年間で法人税の税収は約2兆円減っております。そしてまた、ことしの予算には1兆480億円の法人税減税が盛り込まれております。さらに、ことし6月の骨太方針には、ここに上乘せして大型の法人税減税を何としても盛り込むんだという主張で、その覚悟のほどは法人税減税に余り積極的ではなかった政府税調の会長の首をすげかえてまで、本腰を入れて取り組もうとしております。この法人税減税によって、失ってしまう税収、少なくとも3兆円、4兆円、5兆円、その数字以上のものにはなるでしょう。それをどのように図っているのか。

1つは、ことしの4月から3%引き上げられる消費税、社会保障の財源だと言っていますが、実際に足りなくなるところに真っ先に使われる財源になることは火を見るより明らかではないでしょうか。今年度予算で計上されている消費税の増税分、4兆6,000億円、この財源を活用するということもあるでしょう。しかし、今後安倍政権が進めようと思っている事業、特に大型公共事業などを進めていく際に当たっては、そして今後予定される大きな法人税減税をやるに当たっては、必ず財源不足が生じる、そのように私は感じています。そして、それは何も私だけが言っているわけではなく、実は先日3月15日の朝日新聞を見ておりましたら、日銀の総裁が法人税減税には慎重にやるべきだと、大型の法人税減税をやるためには、恒常的な財源づくりが必要だというふう述べています。日銀の総裁は最後の締めで社会保障費を削ればいいと言っているのです、私と結論は全然違うんですが、ただ、要するに経済界からも懸念が起こる

ほどの大企業優遇策を今とろうとして、その財源の確保が見えていない。そこが一番の問題であります。

そして、さらに今度の通常国会では、新たに労働者派遣法が改正されます。私は括弧づけの改正で改悪と呼んでいます。その中身は、これまで同一継続で3年間限定での条件がついていた派遣労働者を3年を越えても派遣として、そのまま雇い続けることができるようになるであらうとか、つまり派遣労働者の待遇について大企業の都合のいいように、規制緩和が行われます。これについて、国会で日本共産党やそのほかの議員から、派遣労働者をこれ以上ふやすつもりなんですかという問いに対して、安倍首相は、いや、これ以上ふやすつもりはないと答えておりますが、残念ながらこの法律の改正がなればさらに派遣労働者がふえることは火を見るより明らかであります。

皆さん、最近ブラック企業という言葉、マスコミの報道で聞かない日はないと思います。これが、はびこるようになってきた原因、それは1つは、1999年の派遣労働法の改正、そして2004年の製造業への原則自由化、このことによって日本国中に大量の派遣労働者が生み出されました。そして、その派遣労働者がどういう状況に陥ったかというのは、皆さんもマスコミの報道等でごらんになったと思いますが、年越し派遣村、ああいう救済が必要なほど窮地に陥った派遣労働者がたくさんいたということでもあります。

そして、今のブラック企業は、そういった派遣労働者の悲惨な状態を見て育った若者たちが、学校を卒業して就職をする際には、何が何でも正規の職につきたい、そういう強い思いがあったのを前提に、しかし厳しい労働条件でも雇い入れられるという条件から、ブラック企業とかに走るのです。まともに考えれば、入社1年から2年で離職率が50%を超えるなんていうのは正常な数字ではありません。ですが、安倍内閣が考えているこの派遣労働者法の改正、改悪は、さらなる派遣労働者をふやし、そして私が何よりも懸念するのは、将来国を支える、税収を支える担税能力を持つ労働者をどんどん減らすことにつながる、そのように感じています。

現状の国政において、もうけている大企業から累進の考えに基づいて税金を取ろうという考えが見えてこない、これが一番の大きな不安の原因です。この4月からの消費税、3%増税になりますが、実はこの消費税におまけの制度があります。輸出戻し税という言葉聞いたことがあるかもしれませんが、この輸出戻し税、実は商品を製造過程でかかった原材料費などの消費税、海外に商品を売りさばいた場合には、最終販売元の企業に税金が還付される、そういう制度です。これは、自動車業界などに顕著でありまして、例えばトヨタ自動車などはこれによっ

て数千億円の還付税をもらえるということを聞いています。

そういった形で、大企業優遇を貫いて、しかし一方で入るをはかる施策を行っていない、この現政権のもとで、依存財源を大きく信頼して公共事業に取り組んでいくこの危険性、皆さん感じないでしょうか。かつて、地方自治体は1990年代のバブル崩壊以降、国がどんどんと公共事業をやりなさい、景気浮揚対策でやりなさい、補助金もつけるから、後で地方交付税で起債も面倒見るから。そう言って公共事業に大きく取り組んだ時期がありました。しかし、2004年の小泉内閣のときに、三位一体改革で地方交付税など地方予算をばっさり削られて、予算編成ができずに手を挙げてしまった自治体が全国でたくさん生まれました。

私は、この安倍内閣の現状のまま突き進めば、同じような事態が再びやってくるのではないかと、そのように考えます。三位一体改革の中で、財政予算編成で手を挙げないで頑張ってきた自治体は、実は公共事業を推奨する補助金がばんばん乱発されたときに、慎重に対応した自治体が堅実な財政運営を行って、大きな影響を受けないで済んだ、そういう事態がかつての歴史にあります。

皆さん、私は今回の一般会計予算、やはり一時期に集中して、しかも依存財源に頼り過ぎるそういった公共事業の取り組みには大いなる懸念を感じます。

私は、以上のような理由から、平成26年度一般会計予算に反対の立場での討論としたいと思います。

○議長（加藤克明君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。7番佐々木裕子さん。

〔7番 佐々木裕子君 登壇〕

○7番（佐々木裕子君） 7番佐々木裕子です。

私は、議案第61号平成26年度柴田町一般会計予算について、賛成討論を行います。

最初に、町長初め職員一人一人がアンテナを高くし、いち早く国、県の動きを察知し、補助金や元気交付金などの貴重な収入を得ることができ、町の負担軽減が図られ、その収入によりさまざまな懸案であった事業に着手できたことに感謝を申し上げます。

さて、平成26年度の一般会計当初予算ですが、国の補正に対応した事業や、（仮称）船迫こどもセンター及び、三名生児童館の新築事業など、14億円を繰越事業とし、当初予算は対前年度比3.5%増の114億7708万円となりました。これは、町道槻木169号線などの道路補修工事や、槻木・船岡地区の雨水対策工事、北船岡町営住宅3号棟の新築工事などへの取り組みが始まるためです。

歳入面では、町債が前年度比プラス8.2%となっておりますが、先ほど申し上げた道路改修

工事などに取り組むため、町税収入は前年度比プラス1.8%、地方交付税は前年度比マイナス1.9%と無理のない数字になっております。

歳出面では、健康推進の分野で、健康づくりポイント事業、子育て支援の分野では、子ども・子育て支援事業計画策定業務、柴田児童館の民営化移行補助、近年さまざまな地区で問題となっているイノシシ対策として、農林作物鳥獣被害防止対策事業、小中学校のきめ細やかな改修工事など、道路整備や町営住宅建設事業以外にも、新たに取り組み、各分野に配慮した予算編成となっていると考えております。

以上の理由から、平成26年度一般会計予算について、原案どおり賛成いたします。同僚議員の皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤克明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

ただいま議案第61号から議案第7号までの審査結果について委員長の報告がありました。委員長報告はいずれも原案可決であります。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第61号平成26年度柴田町一般会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第62号平成26年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第63号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第64号平成26年度柴田町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第65号平成26年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第66号平成26年度柴田町土地取得特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第67号平成26年度柴田町水道事業会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 報告第15号 専決処分の報告について（平成25年度町道富沢16号線
道路改良工事請負変更契約について

○議長（加藤克明君） 日程第9、報告第15号専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第15号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、平成25年度柴田町議会11月会議において、請負契約締結の議決をいただいた平成25年度町道富沢16号線道路改良工事の請負変更契約締結の専決処分についてでありま

す。

変更内容につきましては、載荷盛り土工の土量、のり面成形工の面積の変更及び平成26年5月30日完了見込みとなるため、4月1日から実施される消費税等の税率引き上げに伴い増額変更を行うものです。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分をしたので、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） では、報告書1ページ、報告第15号専決処分の報告になります。

ただいま、提案理由でも申し上げましたとおり、今回の工事につきましては、軟弱地盤対策工法の1つとして、沈下を促進するために盛り土工事を行います。その盛り土工事をした際に、各水田への乗り入れ、これは地権者との合意で乗り入れの箇所が決まるんですけども、乗り入れ箇所について切り下げを行う必要があります。1点は、その乗り入れの切り下げに伴うもの、もう1点については、今回道路工事上に既設の町道と交差する箇所がありますので、既設の町道へのすりつけが出てきます。その関係で、盛り土を切り下げをいたします。そういったことで、盛り土量の変更が伴っております。

また、盛り土後には、放置期間、ある程度の期間を置いて沈下を促進させるために、のり面の崩れが心配されることから、今回のり面を安定させるためにのり面工の追加をいたしております。さらに、資材、労務の不足により、工期が2カ月ほど延期になるものでございます。

関連資料をお配りしていますので、ごらんいただければと思います。

報告第15号の関係資料です。こちら上の図面が平面図になりますが、今回施工延長932.5メートルの区間でサンドマットというのは盛り土と田んぼの間に砂を敷いて、平らな施工基面をつくります。その上から土の盛り土を始めるということで、サンドマット工がありまして、サーチャージ盛り土とここで記載しておりますが、先ほど町長説明しましたとおり、これらの載荷盛り土、重荷をかけて沈下させるという工法になります。

下の変更概要と標準断面図を見ていただきたいんですが、ちょうど左側、歩道に見えるところが現在の町道です。右側、黒くなっているところが現在の田んぼになります。田んぼのほうに土を盛って沈下を促進すると、こういう事業内容になります。

変更概要といたしましては、サーチャージ盛り土につきましては先ほどの切り下げの関係

で、400立米、400立方メートル土量が減っております。逆に、のり面整形工といたしまして、道路側、それから田んぼ側について、のり面の完全なる整形をして放置をしたいという考えから、3,470平方メートルののり面工が増加となっております。

これで、報告書3ページにお戻りください。

専決処分書になります。平成25年11月11日議決後、平成25年度町道富沢16号線道路改良工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により、次のとおり専決処分するものです。

契約の金額です。変更前全体工事費7,350万円に5%の消費税額367万5,000円を加えまして、7,717万5,000円が、変更後です。変更請負対象額7,553万9,000円に8%の消費税額604万3,120円を加えまして、8,158万2,120円となります。この差額が変更額440万7,120円となるものです。

契約の相手方は、株式会社松浦組となります。

完成は、平成26年5月30日を見込んでおります。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により、質疑を許します。

質疑回数は、1回であります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑ないようですので、報告第15号、専決処分の報告を終結いたします。

日程第10 報告第16号 専決処分の報告について（平成24年度町道八入13号線外舗装修繕その5工事（繰越明許）請負変更契約について）

○議長（加藤克明君） 日程第10、報告第16号専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第16号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、平成25年度柴田町議会11月会議において、請負契約締結の議決をいただいた平成24年度町道八入13号線外舗装修繕その5工事の請負変更契約締結の専決処分について

であります。

変更内容につきましては、舗装面積の変更に伴い、増額変更を行ったものです。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分をしたので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） では、詳細説明いたします。報告書7ページになります。

今回の町道八入13号線外舗装修繕その5工事につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり、舗装面積の増加ということなのですが、既設町道とのすりつけをする際に、既設町道が平坦でないところから、すりつけ区間を若干長くする必要があることから、面積の増加につながっております。

それでは、関連資料をご確認ください。今回2枚になります。

平面図、それぞれの平面図に黒書きから赤書きと2列に表示していますが、赤で表示していますものが変更後の数字になります。1枚目の上の図面は、町道槻木94号線になります。これは、終点部槻木小学校の交差点において、舗装面積のすりつけが増加になっております。一部中間でも舗装面積が増加になっております。

同じように、左下には、町道槻木112号線、こちらについても舗装面積が増加になっております。2ページです。2ページにつきましては、町道槻木139号線、こちらにつきましては、図面表示はないんですけども、ほとんどこまい数字というか、全体の延長、幅員の中で精査した結果、若干の舗装面積がふえているものと、一部区画線とありますが、停止線が短くて済んだところは赤書きで少ない数値となっております。

左下が町道槻木176号線になります。こちらについては、起点側、ナンバーゼロからマイナス5.6メートルということで、5.6メートル戻って舗装のすりつけが必要になりました。

1枚目に戻っていただきますと、変更概要表、3つあるうちの一番上になります。全体数量になります。当初数量に対して、変更数量を赤で記載をしております。表層工176平方メートルふえております。それから、同じく再生細粒度アスコンの表層工、これも33平方メートルふえております。上層路盤工、若干一部減ったところがありますが、そういったものを全て合わせて今回の変更となっております。

それでは、もう一度、報告書7ページ、専決処分書です。平成25年11月11日議決の平成24年度町道八入13号線外舗装修繕その5工事（繰越明許）請負契約について、地方自治法第180

条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により、次のとおり専決処分をするものでございます。

契約の金額です。変更前です。全体の工事費4,950万円に5%の消費税額247万5,000円を足しまして5,197万5,000円が、変更後、変更請負対象額5,081万2,000円に、同じく5%の消費税相当額254万600円を加えまして、5,335万2,600円となります。差し引き137万7,600円の変更増額となるものでございます。

契約の相手方につきましては、株式会社NIPPON宮城統括事業所となります。

平成26年3月31日の完成を見込んでおります。

よろしく願いいたします。

- 議長（加藤克明君） 課長、変更後5%と言ったような気がするんだけど、8%ですね。
- 都市建設課長（加藤秀典君） 先ほどののは、工期延期に伴いまして、変更後8%の消費税適用になりますが、今回3月31日完成と見込みましたので、同じく5%で精算となるものでございます。
- 議長（加藤克明君） わかりました。
- これより議会運営基準により、質疑を許します。
- 質疑回数は、1回であります。質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（加藤克明君） 質疑ないようですので、報告第16号、専決処分の報告を終結いたします。

日程第11 報告第17号 専決処分の報告について（平成24年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（Ⅲ工区）（繰越明許）請負変更契約について）

日程第12 報告第18号 専決処分の報告について（平成25年度（仮称）船迫こどもセンター新築工事（電気設備工事）請負変更契約について）

- 議長（加藤克明君） 日程第11、報告第17号、日程第12、報告第18号については、関連がありますので、一括して専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第17号及び報告第18号の専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、4月1日から実施される消費税等の税率引き上げに伴い、契約金額の増額が必要となった2件の工事の請負変更契約締結の専決処分についてであります。

報告第17号の平成24年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（Ⅲ工区）（繰越明許）請負変更契約については、平成26年5月30日に完了見込みとなるため、平成25年10月9日に議決いただいた契約金額のうち、消費税額及び地方消費税額を増額したものです。

報告第18号の平成25年度（仮称）船迫こどもセンター新築工事（電気設備工事）請負変更契約については、平成26年6月30日に完了見込みとなるため、平成25年11月11日に議決いただいた契約金額のうち、消費税額及び地方消費税額を増額したものです。

以上、2件の内容について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、専決処分の報告につきまして詳細説明を申し上げます。ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、2件の請負変更契約の専決処分を行った変更理由につきまして、平成26年4月1日から実施されます消費税率の改正、引き上げに伴い、消費税率の増額を行い、契約金額の変更を行うもので、工事内容等についての変更はございません。

一括議題となりました2件のうちの1件目になります。9ページをお開きください。

報告第17号、専決処分の報告について、平成24年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（Ⅲ工区）（繰越明許）請負変更契約についての専決処分の報告になります。

期日は、平成26年3月18日になります。

11ページをお開きください。

専決処分書になります。専決処分の期日は、平成26年3月17日になります。平成25年10月9日に議決のこの工事請負契約につきまして、平成26年4月1日から実施される消費税率の改正、引き上げに伴い、消費税額の増額を行い、契約金額の変更を行うものであります。

契約の相手方といたしましては、柴田町所在の株式会社松浦組となります。

平成25年10月9日の議決時点の消費税率は、5%で計算されておりましたが、工事の完成、引き渡しは平成26年5月30日の見込みとなることから、8%の税率が適用となり、今回

契約金額の変更をお願いするものであります。

専決処分書の1になります。変更前の契約の金額を当初1億1,130万円にて契約を締結しておりましたが、消費税率引き上げの3%の加算分、318万円を増額して、変更後の契約金額を1億1,448万円とするものであります。

一括議題となりました2件目になります。13ページをお開きください。

報告第18号、専決処分の報告について、平成25年度（仮称）船迫こどもセンター新築工事（電気設備工事）請負変更契約についての専決処分の報告になります。

期日は、平成26年3月18日になります。

15ページをお開きください。

専決処分書になります。専決処分の期日は、平成26年3月17日になります。平成25年11月11日に議決いただきましたこの工事請負契約につきまして、1件目同様に平成26年4月1日から実施されます消費税率の改正、引き上げに伴い、消費税額の増額を行い、契約金額の変更を行うものです。

変更契約の相手方といたしまして、柴田町に所在します笠松電気株式会社となります。

平成25年11月11日の契約時点の消費税率は、5%で計算されておりましたが、工事の完成、引き渡しは平成26年6月30日の完了見込みとなることから、8%の税率が適用となり、今回契約金額の変更をお願いするものです。

専決処分書の1になります。変更前の契約の金額を当初5,741万4,000円にて契約を締結しておりましたが、消費税率引き上げの3%の加算分、164万400円を増額して、変更後の契約金額を5,905万4,400円とするものであります。

以上、一括議題となりました報告案件2件の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により、質疑を許します。

質疑回数は、1回であります。報告名を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑ないようでございますので、報告第17号、報告第18号の専決処分の報告を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

14時10分再開します。

午後1時54分 休 憩

午後2時10分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

日程第13 議案第87号 平成24年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（桁製作）
（繰越明許）請負変更契約について

○議長（加藤克明君） 日程第13、議案第87号平成24年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（桁製作）（繰越明許）請負変更契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第87号平成24年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（桁製作）（繰越明許）請負変更契約についての提案理由を申し上げます。

現在施工中であります（仮称）さくら連絡橋建設工事の桁製作において、工事の一部に変更が生じるため、設計内容の変更を行うものです。

主な変更内容は、材料費、製作費、工場塗装費及び輸送費について、変更を行うものです。

請負契約者との協議も調い、工事請負変更仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） では、補足説明申し上げます。

議案書1ページ、議案第87号平成24年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（桁製作）（繰越明許）請負変更契約についてです。

ただいま提案理由で申し上げましたが、今回桁製作に当たりまして、JR東日本と施工協議を続けてきている中で、材料の一部が町発注になることが決定いたしました。支承及び横変位拘束装置などがそういったものです。そういったものが町発注となったことにあわせて、橋桁連結部にクリアジョイント、簡単に言いますとすき間のようなものなんですけれども、施工するときにつなぎ合わせをするので、施工上必要になってくるすき間のようなものなんですけれ

ども、クリアジョイントをもうける必要があることから、桁内面に腐食防止のための塗装が発生いたしました。そのような内容の変更をさせていただきたいというふうに思います。

また、工事の完成が平成26年7月31日になるため、消費税額等の増加分を含めて、加えて、変更させていただきたいというふうに思います。

では、関係資料をごらんください。

左上平面図になります。橋の上から見た図面になります。その下に側面図、橋長85.1メートル、ピンクというか赤書きで塗りつぶしをしているところ、工場製作の範囲となります。これは、横方向から見たもので、これを断面切ったものが右上の標準断面図になります。最終的には3メートルの幅員を確保したこのような形の橋になりますが、凡例にありますとおり、当初設計計上しているものが、外面の塗装、点線、赤い色点線になります。今回必要になってくるものが、内面の塗装及び横変位拘束装置というふうになります。下の変更概要で申し上げます。

工場製作におきまして、ただいま横変位拘束装置、材料がふえたことから本体の材料費がふえております。それから、階段、附属物等については、精査、工場製作の結果、若干のマイナスが行っております。

製作費、これは加工重量であらわすものなんですけれども、当初165トンから171トンというふうになります。工場塗装費の中で、さび安定塗装、これが先ほど凡例で申し上げました点線の、赤色点線の部分です。1,534平方メートルから、1,460平方メートルということで74平方メートルほど少なくなります。これは、外面塗装ということで、耐候性抗さび安定処理というものを行います。一般的にはウェザーコートというもので、膜をつくる塗装を行います。今回、変更でお願いするところが、さび防止塗装ということで、当初数量はありません。変更数量が1,125平方メートル、先ほど標準断面図の凡例でお話ししましたとおり、内面の塗装になります。この内面塗装につきましては、エポキシ樹脂塗装ということで、維持管理が容易になるように白色の塗装を考えているところでございます。

それでは、議案書1ページにお戻りください。

請負変更契約についてです。平成25年10月9日議決の平成24年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（桁製作）（繰越明許）請負契約について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の金額です。変更前の金額です。対象の工事費8,710万円に5%の消費税相当額435万

5,000円を加えまして、9,145万5,000円でありました。変更後につきましては、請負変更対象額9,877万5,000円に8%の消費税相当額790万2,000円を加えまして、1億667万7,000円となります。変更額につきましては、その差引額になりますので、1,522万2,000円の増額となるものです。

契約の相手方につきましては、株式会社横河ブリッジ仙台営業所となります。

平成26年7月31日の完成を見込んでおります。よろしく申し上げます

○議長（加藤克明君） 質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 今課長の説明で、工事方法などが変わるからアップとありますが、例えば変更前9,145万5,000円で、変更額1,522万円、これ暗算で大体私がしたら、15から17%のアップでないかなと思うんですが、若干工法が、工法というんですか、工事の内容が変わると、今建築資材等がいろいろ上がると、それから消費税も上がるということがありますが、このアップ率というのは主に若干工事を変更するので、こういう材料費とか製作費とか、塗装費が変わると、そういうふう認識していいのかなどうか。

それから、結局今回こういうことがあるし、連絡橋の建設に関して、今後も例えば、消費税8%になるというようなことで、変更があつて最終的に橋の建設に総額幾らかかるという、今見通しなんでしょうか。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 今回の変更要件につきましては、当初から橋の請差というんですか、支承とかこの横変位拘束装置については、設計上必要なものですが、J R東日本と協議の中でJ Rで発注すべきものか、町発注にすべきものかということで協議をしてきました。最終的に桁製作をしている町側で発注をしてくださいということの話から出てきたもので、当初から見込んでいる、全体の工事費総額7億8,800万円という橋梁の工事費あるんですけども、その中に組み込まれている数字でございます。先ほど当初の請負額と変更額でかなりのアップ率だということなんですけれども、消費税が当初の契約におきましては、5%の消費税でした。今回最終的には8%の消費税になりますので、その差額分も加わるので、単純に工事費がこの1,500万円ふえたということではないです。単純に工事費だけだと、1,167万5,000円、13%ぐらいの表示になります。総額については、当初請負は5%の消費税額、変更請負契約額につきましては、8%の消費税額となりますので、工事費の増額プラス消費税額の増加分も加わつての変更額となりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 課長、最終的には幾らの見通しとか。

○都市建設課長（加藤秀典君） 失礼しました。

総額ということなのですが、現段階においては、総額の中で吸収できるんでないかなというふうには考えているんですけども、ただ当初、市外地整備の計画しているときには、消費税額5%でしたから、基本的には5%で見込んでおります。ただ、今のところ、詳細の設計の中でも詳しい数字これから最終的にまとまっていくと思うんですけども、できるだけ全体の工事費の中で吸収をしていけないものかどうかということで、考えています。

ただ、これから本格的に工事が動き出しますので、工事を見ながらまとめ上げていきたいというところで、今のところ考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 私も消費税アップ分とこういう製作費等がアップする、両方でこの1,500万円ほど上がるというのは、理解しています。課長の答弁にもあったように、消費税を除いたこういう材料費とか製作費の部分のアップ率というのが結構10%以上そういう意味ではなるんじゃないかなというか、その部分についてふだんよく言われている建築資材等が単に上がる部分なのか、それともこの桁製作ですか、特殊な作業とかだからアップ率が高いのかという、ちょっとその点をお聞きしたかったです、1点目は。

それから、もう1点は、先ほど秋本議員の討論の中に、この連絡橋に関して、町民に詳しく説明するという説明責任ですか、そういう意味では、今もしも町民から消費税が8%に上がったりして、この連絡橋の建設に総額として最後どのくらいになるんだと聞かれたら、担当課長としてどのように答えるかということです。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

アップ率については、材料費が上がっているということの影響じゃなくて、そもそも工事費として積算すべきものが、JR側か町かということで入っていなかったものが入ってきたので、そういった理解をしていただければというふうに思います。

現段階で、8%になってどうなるんだというご心配だと思うんですけども、当然全体の計画事業費、計画値という数字を持っていますので、当然その中で最大限努力するという答えになろうかと思えます。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） ですから、単純に町民の方から総額で幾らぐらいになりそうだと聞かれたら、何とお答えするかということなんですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 議会全員協議会でも、5億9,000万円という数字から、7億8,800万円という数字をご提示させてもらって、その中で今仕事動いていますので、7億8,800万円という数字で私たちも話していくべきものだと考えています。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第87号平成24年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（桁製作）（繰越明許）請負変更契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第88号 平成25年度（仮称）船迫こどもセンター新築工事（建築工事）請負変更契約について

○議長（加藤克明君） 日程第14、議案第88号平成25年度（仮称）船迫こどもセンター新築工事（建築工事）請負変更契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第88号平成25年度（仮称）船迫こどもセンター新築工事（建築工事）請負変更契約についての提案理由を申し上げます。

（仮称）船迫こどもセンター新築工事につきましては、平成25年度11月会議において、請負契約締結の議決をいただき、その後資材購入等の内容の変更等に伴う請負変更契約の専決処分を平成26年2月26日に行い、3月10日に議会に報告いたしました。

今回の工事請負変更仮契約は、3月14日に一般会計補正予算において、繰越明許の議決をいただき、建築工事の工期延長に伴う消費税等の増額によるものです。

平成26年2月26日に専決処分した契約金額のうち、消費税額及び地方消費税額を増額する

工事請負変更契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） それでは、ただいま議題となりました議案第88号工事請負変更契約について、詳細説明を申し上げます。

先ほど町長が提案理由で述べましたが、本工事は平成25年11月11日に開かれました11月会議におきまして、工事請負契約を議決いただき、その後資材購入等の内容の変更に伴う請負変更契約の専決処分を平成26年2月26日に行い、平成26年3月10日の会議において報告いたしました。

当初の設計では、県補助金を受けて事業実施するため、3月31日までの工期で契約をしておりましたが、今般県と繰り越しについての協議が調いしましたので、繰越明許とし、変更契約により契約期間を平成26年6月30日まで延長するものであります。

また、平成26年4月1日からの消費税は、完成期日をもって8%となりますので、工期変更に伴い消費税分の契約金額の増額変更となるものです。

それでは、議案書の3ページをお開きください。

議案第88号です。平成25年度（仮称）船迫こどもセンター新築工事（建築工事）請負変更契約について、平成26年2月26日に専決処分し、同年3月10日に議会に報告した平成25年度（仮称）船迫こどもセンター新築工事（建築工事）請負変更契約について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の金額であります。変更前が1億8,450万9,150円です。次に、変更額です。527万1,690円の増で、変更後の金額は1億8,978万840円となるものです。消費税分の増額のみの変更となります。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第88号平成25年度（仮称）船迫こどもセンター新築工事（建築工事）請負変更契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第89号 平成25年度三名生児童館新築工事（建築工事）（繰越明許）請負契約について

○議長（加藤克明君） 日程第15、議案第89号平成25年度三名生児童館新築工事（建築工事）（繰越明許）請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第89号平成25年度三名生児童館新築工事（建築工事）（繰越明許）請負契約についての提案理由を申し上げます。

三名生児童館新築工事につきましては、幼児保育事業の廃止に伴い、老朽化し、耐震性の低い現在の建物を解体し、ゼロ歳から18歳までの児童が自由に利用できる施設として新築するものです。児童が心身ともに健やかに育成する場として、また夢のある建物として実施設計を行い、工事発注の準備を進めてまいりました。

なお、本工事は建築、機械、電気設備工事に分離発注するもので、既決予算に基づき建築工事について2月28日制限つき一般競争入札特別簡易型総合評価方式での入札公告を行い、3月13日入札執行いたしました。

入札参加者は、株式会社畑中工務店、株式会社四保工務店、株式会社松浦組の3者でありました。入札を執行した結果、株式会社四保工務店と1億530万円で工事請負仮契約を3月17日に締結いたしましたので、議会の議決をに付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。次に、子ども家庭課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、ただいま議題となりました議案第89号平成25年度三名生児童館新築工事（建築工事）（繰越明許）請負契約についての詳細説明を申し上げます。

この三名生児童館新築工事は、この建築工事に係るもののほか、電気設備工事と機械設備工事に係るものに3つに分離した工事のうち、建築工事が工事設計額が5,000万円を超えることから、指名委員会の内規により制限つき一般競争入札として、価格以外の要素と価格を総合的に評価して、落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式として入札結果を報告するものであります。

初めに、入札と契約に係る内容につきまして、ご説明をいたしますので、追加議案書の5ページをお開きください。

1、契約の目的といたしまして、平成25年度三名生児童館新築工事（建築工事）（繰越明許）の請負契約になります。

2、契約の方法につきましては、制限つき一般競争入札による契約となります。

3、契約の金額は、消費税8%を加算して、1億530万円となりました。

4、契約の相手方は、柴田町に所在いたします株式会社四保工務店が落札し、3月17日に仮契約を締結しております。この仮契約につきましては、この3月会議におきまして議決された場合のみ、地方自治法の第234条第5項の規定により契約の効力が得られるものであります。

入札結果について、ご説明をいたしますので、別冊の議案第89号関係資料工事請負契約案件資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

入札に参加いただきました町内の2者と町外の1者の計3者になります。

入札と契約の方法につきましては、先ほども申し上げましたが、工事設計額が5,000万円を超えておりますので、指名委員会の内規により、制限つき一般競争入札として特別簡易型総合評価落札方式としております。制限つきといたしましては、地元企業の参加に配慮し、入札参加資格を大河原土木事務所管内の仙南の2市7町に加え、名取市、岩沼市、亶理町、山元町の2市2町を加えた4市9町に本社が所在する事業所とし、建設業法に規定する特定建築業の許可を受けていることなどの参加条件とし、制限を付し、さらには価格と品質の両面から総合的にすぐれた企業を確保する観点から、建築業法による県の総合評価値750点以上のAランクと言われる企業への参加を求めた結果、町内業者2者、町外業者1者の計3者の入札参加となりました。

入札者は、入札参加申し入れのあったこの3者について、指名委員会におきまして評価審査を行い、審査を経たこの3者の全てが入札に参加をいただきました。

次の2ページが入札結果調書になります。

入札執行日は、3月13日、予定価格については設計額になります。消費税抜きで1億155万円、最低制限価格も同様に消費税抜きの8,124万円となり、予定価格の8割に相当する額となります。3月17日に仮契約を行い、工期は議決日から平成26年10月31日となります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段でご説明をいたします。

入札者の入札価格、中央の右側にありますが、入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲にあるものを総合評価の対象とします。今回の入札では、2番の株式会社四保工務店と3番の株式会社松浦組がこの範囲内に入り、1番の株式会社畑中工務店は、予定価格に達していないため、総合評価の対象外となります。表の中央左の価格以外の評価項目及び評価点で、総合評価の対象となる四保工務店と松浦組の企業の施工実績、配置技術者の能力、指名停止等の処分による減点、本社所在地、災害対応等のおおのこの評点を算出し、価格以外の評価点を計算します。価格以外の評価点は、四保工務店、松浦組とも10点の満点となります。この価格以外の評価点が10点、価格評価点が90点の配分となり、総合評価点（AプラスB）になりますが、合計の満点で100点となります。

次に、価格に関する評価として、最低入札額9,750万円で応札いただきました四保工務店に価格評価点として満点の90点を設定し、総合評価をするもう1者、松浦組に応札価格に応じて価格評価点を計算し、87.75点となります。価格以外の評価点との合計では、四保工務店が総合評価点100点、松浦組が97.75点となります。最高評価得点者の株式会社四保工務店が落札者となります。

以上で、議案第89号の入札契約に係る内容についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） 次に、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） それでは、ただいま議題となりました議案第89号工事請負契約について、工事内容の詳細説明を申し上げます。

お配りしております工事請負契約案件資料の3ページ、平成25年度三名生児童館新築工事をごらんください。

三名生児童館は、昭和44年4月に幼児保育型児童館として開館し、これまで多くの子供たちの子育て支援に貢献し、これまで地域の皆さんに支えられて一定の役割を果たしてきたところでもあります。しかし、建物の老朽化は著しく耐震補強も施されていないことから、逐次建物の整備を図っていく計画となっているところでもあります。平成26年3月をもって、幼児保育事業

が廃止となることから、地域の子育て支援の場として、建てかえるものです。

事業の概要になります。構造と規模になりますが、木造2階建てで、延べ床面積は438.33平方メートルになります。完成後のイメージは立面図のようになります。明かりをとるため、建物中央部にある図書コーナー上部の屋根には、東船岡小学校の時計塔を模しましたとんがり帽子の塔を設置したところであります。地域の皆さんに親しまれるシンボルとなることを願っております。

工期は、平成26年3月の本契約締結日から、平成26年10月31日までです。既存の建物は、児童クラブとして利用し、新しい建物の完成後に解体する計画であります。設計費用を含む事業費総額は、1億6,342万8,000円、財源には森林整備加速化林業再生事業補助金5,564万1,000円、社会福祉施設整備事業債8,610万円を充て、一般財源は2,168万7,000円となります。

次に、建築工事の内容としては、建物の本体の建築工事、自転車バイク置き場の建築工事、既存建物の解体工事、駐車場の舗装や区画線などの外構工事になります。

次に、平面図をごらんください。図面左側の自由来館児童室です。この部屋は、子供たちが自由に利用できる部屋になります。南側には十分な広さを備えたテラスを設置しました。自由来館児童室として併設して、図書コーナーを設けました。児童が利用していない午前中などは、子育て支援のための研修会や子育てサポーターの活動の場として、使用されます。

次に、児童クラブ室です。2部屋を設け、放課後児童クラブの子供たちが主に利用する部屋になります。天井が高く、開放的な空間をつくり出しています。また、中央に可動式の間仕切りを設け、開放することで大きな1室として活用できるようにしました。事務室です。事務室の位置につきましては、主な居室の全てが見渡せるようにしました。自由来館児童や、児童クラブの子供たちが利用できるプレイルームを設置しました。軽運動ができるよう天井を若干高くとりました。北側の収納の2階部分には、遊びの場を設けました。また、壁にボルダリングを設置し、児童の遊びの幅を広げたところです。

以上で、工事概要の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第89号平成25年度三名生児童館新築工事（建築工事）（繰越明許）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 平成25年度12月会議時 総務常任委員会付託 要請第5号「道州制導入に反対する意見書について（依頼）」

○議長（加藤克明君） 日程第16、平成25年度12月会議において、総務常任委員会に付託いたしました要請第5号「道州制導入に反対する意見書について（依頼）」を議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。委員長高橋たい子さんの登壇を許します。

〔総務常任委員会委員長 登壇〕

○総務常任委員会委員長（高橋たい子君） 委員長報告をいたします。

平成25年度柴田町議会12月会議、12月13日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託されました要請第5号道州制導入に反対する意見書について（依頼）の審査結果を報告いたします。

平成26年1月30日に委員会を開催し、審査いたしました。

委員会では、要請内容にある経過及び現状を踏まえ、委員の各人がそれぞれの考え、及び意見を述べるなどして、慎重に審査を行い、審査の結果、下記の理由により採択すべきものと決しました。

道州制の導入について、現時点で政府筋から流れてくる情報を総合すれば、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村において事実上の強制合併を余儀なくされること。大都市やインフラ整備が整った中心地域に人、もの、金が一極集中し、地域間格差が拡大することが大きく懸念されること。効率性や経済性のみを優先し、一方的に再編されるおそれがある基礎自治体や道州においては、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまう心配があること。以上のようなことを踏まえて考えますと、道州制とは、地方分権とは相入れないものであるとともに、国の弱体化につながるものと考えられます。

むしろ、今私たち地方議会が考えなければならないことは、地域の自主性、自立性を高め

ることを主眼とする地方分権改革を積極的に推し進めることでもあります。

これらのことを考え、当委員会に付託されました道州制導入に反対する意見書については、意見書として提出すべきという結論に達し、委員会全会一致で採択すべきものと決しました。

以上報告いたします。総務常任委員会委員長高橋たい子。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、要請第5号道州制導入に反対する意見書について採決を行います。

この要請に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。この要請は、委員長の報告のとおり採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、この要請は委員長の報告のとおり採択すべきものと決しました。

申し上げます。ただいま採決されました道州制導入に反対する意見書については、採択すべきものと決したことから、諸手続が必要となりますので、その間暫時休憩いたします。

午後2時36分 休 憩

午後2時37分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

ただいま高橋たい子議員から、追加の意見書案が提出されました。先ほど配付いたしました意見書案になります。

この際、議長において直ちに意見書案として日程に追加したいと思います。

お諮りいたします。道州制導入に反対する意見書を直ちに意見書案として日程に追加することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。よって、道州制の導入に反対する意見書は、直ち

に意見書案として日程に追加することに決しました。

追加日程第1 意見書案第3号 道州制導入に反対する意見書

○議長（加藤克明君） 追加日程第1、意見書案第3号道州制導入に反対する意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。8番高橋たい子さん、登壇を許します。

〔8番 高橋たい子君 登壇〕

○8番（高橋たい子君） 8番高橋たい子です。

ただいま議題となっております意見書案第3号道州制導入に反対する意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

道州制導入に反対する意見書（案）

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、昨年4月15日には全国町村議会議長会が「町村や国民に対して、丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは、まことに遺憾である」とする緊急声明を行った。

さらに、7月18日には、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また野党の一部においては既に道州制への移行のために、改革基本法案を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより再編された基礎自治体は現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視

してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、とうてい地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることがひいては全体として、国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々柴田町議会は、道州制の導入に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日 宮城県柴田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

副総理大臣 殿

内閣官房長官 殿

総務大臣 殿

内閣府特命担当大臣 殿

(地方分権改革)

道州制担当大臣 殿

以上です。同僚議員のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、意見書案第3号道州制導入に反対する意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣、道州制担当大臣に要望されておりますので、議長名

をもって文書で提出いたします。

日程第17 意見書案第2号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書

○議長（加藤克明君） 日程第17、意見書案第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。13番水戸義裕君の登壇を許します。

〔13番 水戸義裕君 登壇〕

○13番（水戸義裕君） 13番水戸義裕です。

ただいま議題となっております意見書案第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）

我が国は、働く者のうち約9割が雇用関係のもとで働く雇用社会である。この雇用社会日本の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することがデフレからの脱却、ひいては日本経済、社会の持続的な成長のために必要となっている。

それにもかかわらず、今政府内に設置された一部の会議体では、成長戦略の名のもとに、解雇の金銭解決制度や、ホワイトカラー・イグゼンプションの導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされている。

働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは、決して許されることではなく、むしろ政府が掲げる経済の好循環とは全く逆の動きであると言える。また、政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものにとどまらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を越えた総理主導の仕組みを創設することも提言されている。

雇用労働政策は、ILOの3者構成原則に基づき、労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は国際標準から逸脱したものと云わざるを得ない。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対して下記の事項を強く要望する。

記

1、不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてし

もう解雇の金銭解決制度、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある限定正社員制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのあるホワイトカラー・イグゼンプションの導入などは行うべきではないこと。

2、低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うこと。

3、雇用・労働政策に係る議論は、ILOの3者構成主義にのっとり、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日 宮城県柴田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

経済再生担当大臣 殿

内閣府特命担当大臣 殿

(規制改革)

以上です。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） 労働者の保護について述べられた意見書で、大変いいなと考えておりますが、1つわからない制度がちょっとここに書いてあるので、ご説明をいただきたいと思えます。ホワイトカラー・イグゼンプションと、これはどういうことなんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。提出者水戸君。

○13番（水戸義裕君） ホワイトカラー・イグゼンプションとは、ホワイトカラーというのは要するにというか、事務職員といいますか、いわゆるホワイトカラーと今まで言われてきたそういった人たちに労働時間の残業代を払わなくてもよくして、働くといった残業代ゼロという制度になるということは、労働者にとっては大変だろうということが、ホワイトカラー・イグゼンプションというふうな、アメリカで始まったというか、そういった制度なんですか。

ですから、企業は残業したとしても残業代は支払わなくてもよくなると、そういう制度です。労働者の過労死を進めるものになるのではないかと懸念されているという制度のことであ

ります。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、意見書案第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第18 陳情第5号 漫画「はだしのゲン」の配架に係る調査に対する陳情

○議長（加藤克明君） 日程第18、陳情に入ります。

今期定例会議において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

議会運営委員会の協議により、報告のみの取り扱いといたします。

なお、要望についても、お手元に配付いたしましたとおりであります。

常任委員会の休会中の活動予定の件について、連絡いたします。

総務、文教厚生、産業建設、広報の各常任委員長から、今期定例会議後の委員会活動願がお手元に配付いたしました内容で出されておりますので、ご承知願います。

これで、本定例会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで、議会を閉じますが、休会前に町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 議長のお許しをいただきましたので、平成25年度柴田町議会3月会議閉

会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今回の議会では、一般質問が16人で4日にわたる日程となりました。また、提案申し上げました26年度当初予算案を初めとする議案では、29件、専決報告として8件全て原案で可決いただきました。大変ありがとうございました。

今回の一般質問では、教育、子育て、道路整備、農業、大雪対策、観光、福祉対策に対する新たな視点からの提案がなされました。

また、新たにCOPD検診、空き地・空き家条例の制定、サービス付き高齢者向け住宅の誘致、公共施設マネジメントといった新たな政策提言もございました。

本来ならすぐにでも取り組まなければならないのですが、経常経費が93%となっている財政構造や、職員も293人と制約がございます。さらに、今回の一般会計予算に対する総括質疑において、起債の残高の増加に対する懸念も数名から示されたところでございます。

議員の皆様をお願いしたいことは、町の財政状況や財政運営の基本を私から言えば、正しく町民に伝えていただければということでございます。柴田町の経常経費が93となっているのは、社会福祉、健康づくり、子育て支援、教育、生活環境事業に力を入れてきた結果であることです。さらに、起債事業でここ数年次々と公共事業を行ったのは、学校施設、子育て支援等子供たちのための施設整備であります。また、老朽化した町営住宅の建てかえでございます。

私は、これらの公共事業はたとえ集中しても、非難されるどころか、ぜひともやらなければならない必要な事業ではないかと考えております。今後、起債をふやせない財政運営となれば、住民が長年待ち望んでいる道路、水害対策等、生活関連の事業がおくれることになりまして、大型のプロジェクトを断念せざるを得ない場合も想定されます。

こうした財政運営について、ぜひ議員の皆様からも町民に正しく説明していただければと思っております。多くの町民の要望は、早く生活環境の整備や、スポーツ施設や本格的な図書館など、都市整備を整備してほしいというものでございます。そのためには、国や県の経済対策と軌を一にして、迅速な対応を行い、財源を確保する必要があります。起債をふやせば、確かに財政が悪化するように見えますが、しかし、有利な補正債を積極的に活用することで、国の財源を確保することができます。ひいては、将来の町の財政負担を減らすことが私はできると思っております。

柴田町の負担が少なくなれば、一般財源で多くのきめ細かな住民の要望を私は実現していけると思っております。ただ、この件については、今後とも議会の中で議論を重ねさせていただきたいというふうに思っております。だからといって、「入るをはかりて出るを制する」とい

った財政規律を私はないがしろにしているつもりはございません。例えば、財政調整基金等の貯金についてですが、平成24年度末の財政調整基金等の貯金がここ10年で最高の13億3,000万円であるということをお伝えしております。おかげさまで、平成25年度の予算では、大型の投資を行ってきました。さらに、全会一致でさくら連絡橋、槻木小学校のプール、町営住宅3号棟の補正予算を編成しております。

今回、地方特別消費税、震災特交で1億2,800万円が追加交付されることになりました。税収等も1億2,000万円ふえる見込みとなっております。現在の財政調整基金の現金ですが、11億4,400万円持っております。ですので、3月末の専決処分においては、平成24年度末を上回るこれまでの最高の13億9,000万円余りの貯金を確保することができる見込みとなっております。これで、次年度における多くの議員の皆さんからの提案や、住民の切実な要望に応える備えができたものと思っております。

今回そのうち専決処分で総合体育館の建設や図書館の建設基金に積み増しを行ってまいりたいと思っております。普通預金から定期預金に変えていきたいというふうに思っております。また、新年度においては新たに学校給食センター建設基金に、このふえます財源を積み立ててまいりたいというふうに思っております。

このように、26年度予算においても、教育、子育て、福祉、健康、道路整備、水害対策等さらに力を入れることにしました。適正に執行してまいります。

今後とも本会議で議論いただきました諸施策、事業について優先順位、緊急度、また国や県の支援策を勘案しながら、まちづくりを進めていきたいと思っております。

25年度も残りわずかとなりましたが、1年間にわたる議員各位のご指導に感謝を申し上げますとともに、町民の皆様にとって、希望の26年度となることをご祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） 議長からご紹介いたします。

会計課松崎会計管理者、商工観光課小池課長、子ども家庭課永井課長、町民環境課佐藤課長、福祉課駒坂課長、ご起立いただきたいと思っております。

このたび松崎守会計管理者、小池洋一商工観光課長、永井裕子子ども家庭課長、佐藤富男町民環境課長、駒坂公一福祉課長、3月末日をもって退職となります。議場の皆さんから大きな拍手をもって労をねぎらいたいと思っております。大変ご苦労さまでございました。（拍手）

お座りください。

これをもって平成25年度柴田町議会3月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午後 3 時 1 0 分 休 会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 2 6 年 3 月 2 0 日

議 長

署名議員 番

署名議員 番